

政策評価に関する基本方針の一部変更について



総 評 政 第 7 号

平成 19 年 3 月 23 日

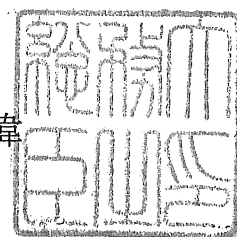
政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹羽 宇一郎 殿

総 務 大 臣

菅

義偉



政策評価に関する基本方針の一部変更について（諮問）

標記について、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第5条第6項の規定に基づき、別紙につき政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を求める。

政策評価に関する基本方針の一部変更について

〔平成19年3月〇〇日
閣議決定案〕

政策評価に関する基本方針の一部を次のように変更する。

I 4 イ中「規制に係る政策評価については、関連する累次の閣議決定の趣旨を踏まえつつ、積極的に実施に向けて取り組むものとする。」を削る。

I 4 オの次に次のように加える。

カ 規制の事前評価については、その実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。

III 1 中「政策評価の実施に関するガイドライン」の次に「及び「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」を加える。